

第四百十六号議案

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第七条第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第二号中「親族」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「及び」を「若しくは」に、「又は姻族」を「若しくは姻族又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）の改正を踏

まえ、地域特別賃貸住宅の申込者の資格等を改めるほか、規定を整備する必要がある。